

平成 27 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 7 号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 5 月 21 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 12 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,620 円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、適用しない。

（提案理由）

介護保険法等の一部改正に伴い、所得の少ない第 1 号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率を定めるため